# 緊急時等居宅カンファレンス加算の基準

医療連携を強化するため、緊急時にカンファレンスを行ったことを評価するもの。利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等が生じた場合に実施される。

利用者一人につき、1月あたり2回を限度とし、1回あたり200単位を加算。

**※緊急時等居宅カンファレンスと認められる条件**

①病院又は診療所の求めによるものである。

②病院又は診療所の医師又は看護師と共に、利用者の居宅を訪問している。

③利用者の居宅でカンファレンスを行い、必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行っている。

④ケアプラン等に緊急時等居宅カンファレンスに関する記録をしている。

⑤必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行ったが、サービス利用がなく給付管理を行わなかった場合は算定できない。